

**営業等所得、農業所得、不動産所得があるかた**

営業等所得、農業所得、不動産所得(小作料を含む)があると  
思われるかたには、申告書と一緒に、収支内訳書を送りして  
います。収支内訳書を作成の上、  
確認のための帳簿など関係書類  
(収支計算ノート、出荷証明書、  
領収書など)をご持参ください。  
また、17年中に新たに事業を始  
めたかたで、収支内訳書が送ら  
れていない場合は、ご連絡くだ  
さい。

**農業所得を簡易計算で申告するかた**

作付面積が2ha未満の水稲農  
家(自家用畑の作付けがある場  
合を含む)で帳簿など記帳して  
いないかたは、平均的な所得率  
などにより農業所得を計算する  
ことが出来ます。この「農業所  
得簡易計算」で申告するかたは、  
次のものを必ずご持参ください。  
○申告書に同封の「農業所得簡  
易計算の計算書」(作付面積、  
収穫量、自家消費分などを必  
ず記入してください)

○農産物を出荷したかたは、出  
荷証明書や販売代金の精算書  
など、収入金額が分かる書類  
○水稲共済金や無事戻金などを  
受け取ったかたは、金額が分  
かる書類

○受け取り小作料(不動産所得  
になります)、作業委託料など  
の収入があるかたは、相手先  
や収入金額が分かるもの

販売用の野菜や果樹を作付け  
しているかたや、今まで農業  
所得を収支計算により申告し  
ているかたは、農業所得簡易  
計算で申告は出来ません。収  
支計算で申告していただくこ  
とになります。

農業所得簡易計算では、通常  
年は平均的な必要経費を織り  
込んだ所得率により、冷害年  
などは耕作面積10a当たりの  
平均経費により、農業所得を  
計算します。特殊な栽培をし  
ているかたや、大型農機具を  
多く所有しているかた、支払  
委託料が多いかたなど必要経  
費が多額になるかたは、実情  
に合った収支計算による申告  
をお勧めします。

**譲渡所得があるかた**

収用による譲渡などで、所得  
額が特別控除額以下になる場合  
は、所得税や市県民税が課税に  
ならなくても、国民健康保険税  
の減額判定資料になります。

このようなかたは市県民税の  
申告相談時に申告をお願いしま  
す。

譲渡所得、山林所得用の市県  
民税分離課税用申告書は別に  
あります。

**申告相談の期日と会場**

混雑を避けるため、相談日を  
行政町内別に指定してはいますが、  
指定日に都合が悪いかたは、都  
合の良い日にお越しください。

例年、中央公民館での終盤は  
込み合いますので、出来るだ  
け早めの申告をお勧めします。  
詳しい日程は、4ページ「催  
しかわら版」をご覧ください。

地区	会場	期日
東	農村婦人の家	2/6・7
大	高齢者センター	2/8
西	構造改善センター	2/9・10
扇田など	比内公民館	2/11・13・15
早	岩野目分館	2/16
岩瀬・山田	赤川体育館	2/17・18
早口・岩瀬など	総合開発センター	2/19・21
下川沿	下川沿公民館	2/22
二井田・真中	二井田公民館	2/23・24
十二所	十二所公民館	2/25・27
長	長木公民館	2/28・3/1
釈迦内	釈迦内公民館	3/2・4
花岡	花岡公民館	3/5
矢立	矢立公民館	3/6
大館止泊など	中央公民館	3/7・11・13・15

**申告相談に持参するもの**

申告書と印鑑  
給与所得や公的年金の所得が  
あるかたは、源泉徴収票  
営業等所得や農業所得、不動

産所得があるかたは、申告書  
と一緒に送られた収支内訳書  
または農業所得簡易計算の計  
算書(記入して持参ください)

と帳簿、出荷証明書、領収書  
などの関係書類

○17年中に支払った生命保険料  
や損害保険料の控除証明書  
○17年中に支払った社会保険料  
(国民健康保険税、国民年金保  
険料など)の領収書、控除証明  
書

○医療費控除を受けようとする  
かたは、17年中に支払った医  
療費の領収書、医療費を補て  
んする保険金や高額療養費の  
支払いを受けた場合はその支  
払通知書

○その他、必要と思われる領収  
書や証明書など

**会場では**

- ① 次の手順で申告を行います。
- ② 受付時間内に、会場入り口付  
近に置いてある番号札を手前  
からお取りください。
- ③ 番号が呼ばれるまでお待ちく  
ださい。

③ 自分の順番が来たら、申告相  
談をしてください。  
開場時間・8時

受付時間・8時～15時30分  
(中央公民館は16時まで)  
開始時間・9時

**税制改正がありました**

税制改正の廃止

(所得税・市県民税)  
これまで65歳以上のかた合  
計所得が1,000万円以下)は  
老年者控除が適用されていま  
したが、今年度から廃止になり  
ました。

65歳以上の非課税廃止(市県民税)  
年齢が65歳以上で、合計所得が  
125万円以下のかたに係る非課  
税措置が段階的に廃止されます。  
昭和15年1月2日以前に生ま  
れたかたは、18年度に税額から  
3分の2相当額を控除し、19年  
度に3分の1相当額を控除しま  
す。

定率減税の見直し(市県民税)  
定率による税額控除が15%か  
ら7.5%に、上限の額が4万円  
から2万円に引き下げられます。  
なお、所得税の定率控除見直  
しは18年分からです。

妻の均等割非課税の廃止  
均等割の納税義務がある夫と  
生計を一にする妻で、夫と同じ  
市町村に住所があるかたに対す  
る均等割の非課税措置が廃止に  
なります。17年度は2分の1の  
額で課税していましたが、18年  
度から全額課税となります。

(市県民税)  
均等割の納税義務がある夫と  
生計を一にする妻で、夫と同じ  
市町村に住所があるかたに対す  
る均等割の非課税措置が廃止に  
なります。17年度は2分の1の  
額で課税していましたが、18年  
度から全額課税となります。